

環境だより

豊かな自然とともに歩み、より暮らしやすい環境を創造するまち 津

令和元年12月1日発行

令和元年 第5号

環境政策課

☎229-3139 FAX229-3354



12月29日・30日は家庭ごみの年末特別収集

12月29日(日)・30日(月)は、年末特別収集として、右表のとおり「燃やせるごみ」と「容器包装プラスチック」の収集を実施します。

30日は、地域によっては通常の月曜日と異なる種類を収集する場合がありますので、ご注意ください。

また、特別収集では、収集時間が大幅に前後する場合があります。ごみ出しルールを守り、決められた時間までに出してください。



地域	12月	
	29日(日)	30日(月)
津	容器包装プラスチック	燃やせるごみ
久居	北 A・B 燃やせるごみ	容器包装プラスチック
	南 A・B 容器包装プラスチック	燃やせるごみ
河芸	容器包装プラスチック	燃やせるごみ
芸濃	容器包装プラスチック	燃やせるごみ
美里	容器包装プラスチック	燃やせるごみ
安濃	容器包装プラスチック	燃やせるごみ
香良洲	容器包装プラスチック	燃やせるごみ
一志	大井・高岡 燃やせるごみ	容器包装プラスチック
	波瀬・川合 容器包装プラスチック	燃やせるごみ
白山	容器包装プラスチック	燃やせるごみ
美杉	容器包装プラスチック	燃やせるごみ



年末年始のごみ処理施設への直接搬入

収集日に出せなかったごみや大量に出たごみは、月～金曜日 8時30分～12時、13時～16時30分に、右表のごみ処理施設へ直接搬入できますが、年末年始は以下のとおりとなります。

		燃やせるごみ		燃やせるごみ以外	
		8時30分～12時	13時～16時30分	8時30分～12時	13時～16時30分
12月	27日(金)				
	28日(土)				
	29日(日)	○	○	○	○
	30日(月)				
	31日(火)				
1月	1日(水・祝)	×	×	×	×
	2日(木)				
	3日(金)				
	4日(土)	○	×	×	×
	5日(日)	×			
	6日(月)	○	○	○	○

※1月4日は、燃やせるごみが午前中のみ搬入できます。

年末年始は施設や周辺道路の混雑が予想されるので、十分注意して搬入してください。

※施設使用料など、詳しくは環境施設課(☎237-0671)へお問い合わせください。

※資源物(新聞、雑誌・雑紙、ダンボール、飲料用紙パック、衣類・布類、ペットボトル、小型電子機器)については、市内6カ所のエコ・ステーションをご利用ください。

ごみの種類

地域

搬入できる施設

燃やせるごみ	津 芸濃 河芸	西部クリーンセンター
	久居 一志 美里 白山 安濃 美杉 香良洲	クリーンセンターおおたか

燃やせるごみ以外 (燃やせないごみ、金属、びん、ペットボトル、容器包装プラスチック、その他プラスチック、危険ごみ)	全ての地域	リサイクルセンター (分別して搬入してください)
--------------------------------------------------------------	-------	-----------------------------

資源物の排出方法については、ごみ分別ガイドブック、津市ホームページのほか、簡単

にごみの出し方などが分かるごみ分別アプリ「さんあ〜る」で確認できます。

さんあ〜る



Download on the App Store



ANDROID APP ON Google play



》ごみ収集車(パッカー車)の火災事故防止にご協力を

カセットボンベやスプレー缶などが原因と思われるごみ収集車の火災事故が毎年数件発生しています。

缶などが圧縮されて中身のガスが漏れ出し、金属摩擦により発生した火花が引火して、ごみ収集車の中のごみが燃えたと考えられます。

このような事故を未然に防ぐために、必ず分別区分やルールを守って出してください。



過去に発生した収集車の火災

使い捨てライター



使い捨てライターだけを
透明・半透明の袋に入れて



危険ごみの日に出す
(3カ月に1回)

車両火災の原因となる、使い捨てライター・ガスの残ったカセットボンベ・スプレー缶などは、危険ごみの日に出してね!



中身の残ったカセットボンベ・スプレーなどの缶



中身の残ったカセットボンベ・スプレー缶だけを透明・半透明の袋に入れて

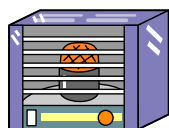


危険ごみの日に出す
(3カ月に1回)

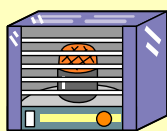


穴を開けたものは、
金属の日にも出せませす

石油ストーブ



灯油、乾電池
を抜いて



本体は
金属の日に出す



乾電池は危険ごみの
日に出す
(3カ月に1回)



残った灯油の
処分は販売店に
ご相談ください

残さず食べよう! 「30・10運動」の実践を

「30・10運動」は皆さんが身近にできる食品ロスの削減方法です。ぜひ取り組んでみましょう!

- 注文の際は適量に
- 宴会開始後 **30** 分は、席を立たず食事を楽しむ
- 宴会終了前の **10** 分間は自分の席に戻って、再度食事を楽しむ



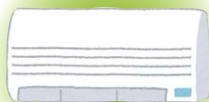
日本では、本来食べられるにも関わらず捨てられている食品ロスが年間約643万tも発生しています。食品をごみとして処理することは、環境負荷の増大につながります。

こういった状況から、食品ロス削減の総合的推進を目的とした「食品ロスの削減の推進に関する法律」が今年10月から施行されました。これにより10月は「食品ロス削減月間」、10月30日は「食品ロス削減の日」とされています。



家電4品目の適正な処理方法

家電4品目は、特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)により、処理方法が決まっています。ごみ一時集積所への搬出や津市の施設への搬入はできないので、ご注意ください。



エアコン



テレビ

(ブラウン管式、液晶・プラズマ式)



冷蔵庫・冷凍庫



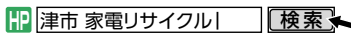
洗濯機・衣類乾燥機

3つの処理方法

① 家電製品を購入した販売店や、買い替えをする販売店に依頼

② 市が許可する家電リサイクル法対象家電収集運搬業者に依頼

市が許可する家電リサイクル法対象家電収集運搬業者を確認して依頼する

- 津市ホームページで確認

- 環境政策課(☎229-3258)へ問い合わせ



収集時に、収集運搬料金とリサイクル料金を支払う

③ 郵便局で家電リサイクル券を購入し、指定引取場所に持ち込み

郵便局にある払込書がついた家電リサイクル券に必要事項を記入し、リサイクル料金と振込手数料を添えて郵便局の貯金窓口に提出する

振り込み終了後、返却された振替払込受付証明書を家電リサイクル券の所定の位置に貼り付ける

廃棄家電と家電リサイクル券を指定引取場所に持ち込む
指定引取場所 株式会社タヤマ
 (〒514-0816 高茶屋小森上野町1143、☎234-8666)

※リサイクル料金は、家電リサイクル券センターにより定められ、品目、製造者、型式によって異なります(令和元年10月現在990~9,900円)。10月の消費税率改定に伴い、料金が改定されていますので、詳しくは家電リサイクル券センターホームページをご覧ください。同センター(☎0120-319640)へお問い合わせください。

※収集運搬業者・指定引取場所の営業日時は、直接お問い合わせください。

違法回収業者にご注意を!

巡回での回収や空き地での回収を実施している業者の中には、違法に回収している業者が多いのが現状です。高額請求トラブルなどに巻き込まれないためにも、回収業者に依頼する際は、市の一般廃棄物収集運搬許可があるかを確認しましょう。

適切な処理で環境を守りましょう

一部の家電製品には有害物質が含まれています。不適切な処理方法で環境破壊につながるようなことがないように、適切に処理しましょう。





空き家対策は予防、管理、利活用！

空き家の予防

① 住まいの権利関係(登記など)を確認しておく

住まいが誰の所有になっているかを確認しましょう。登記の名義人が亡くなった人のままになっていることがあります。相続が発生している場合は相続登記をしておきましょう。相続登記をしないままですと、相続人が多数になる可能性があり、売却などの利活用が難しくなる場合があります。

② 住まいを誰に引き継ぐかを決めておく

住んでいるうちから、住まいを誰にどう引き継ぐかを明確にしておきましょう。空き家になった場合の売却などの利活用について決めておくとともに、家財や荷物の整理をしておきましょう。

空き家の管理

① 定期的に状態を確認する

人が住まなくなった家は老朽化が早まる傾向にあります。定期的に空き家の状態を確認し、通気・換気を行うとともに、敷地内の除草や庭木の剪定などの手入れを行いましょう。自分で状態確認や手入れができない場合は、空き家管理サービス事業者の利用などを考えましょう。

② 近隣に連絡先を知らせる

周りに住んでいる人は、所有者の連絡先が分からない空き家に心配や不安を抱く傾向があります。緊急時のことも考え、近隣に連絡先を知らせておくことも管理の一つです。

空き家の利活用

① 売却する・賃貸に出す

自分で住む予定がない場合は空き家のままにせず、「売却する」「賃貸に出す」などの利活用を考えましょう。住宅を売却などする場合は、不動産業者に仲介を依頼するのが一般的です。

② 除却(解体)する

老朽化などによる破損がひどく、リフォーム費用がかさむなどで、維持管理が困難な場合は、建物を除却(解体)して、土地の利活用を考えましょう。

空き家所有者のための相談窓口

空き家に関する相談には、相続登記や売却など、専門的な内容も少なくないことから、津市では専門家団体で構成される「空き家ネットワークみえ」と協力し、取り組んでいます。所有する空き家でお悩みや心配事があれば、環境保全課空地・空家等連絡調整担当または「空き家ネットワークみえ」へご相談ください。



問い合わせ 環境保全課空地・空家等連絡調整担当(☎229-3398)、空き家ネットワークみえ(三重県宅地建物取引業協会内、☎227-5018、9時～12時、13時～17時 ※土・日曜日、祝・休日は除く)

年末年始のし尿のくみ取りはお早めに！

年末年始のし尿のくみ取りの利用は大変混雑しますので、早めにお申し込みください。

津地域

津環境整備事業協同組合(☎233-6622)へ

その他の地域

直接、各し尿のくみ取り業者へ

問い合わせ

環境政策課(☎229-3141)

